

(平成23年6月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

## 岩手国民年金 事案 707

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月

私は、厚生年金保険の任意継続被保険者として、昭和 61 年 1 月まで厚生年金保険料を納付していた。同年 2 月、国民年金に加入し、夫婦で国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険任意継続被保険者の加入期間が満了した直後に、国民年金に加入したとしているところ、A市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日欄には、厚生年金保険任意継続被保険者資格喪失日の翌日である昭和 61 年 2 月 2 日と記録されていることが確認でき、当該資格取得年月日はオンライン記録と一致している。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料は、地区の納付組織を通じて夫婦で納付したとしているところ、前述の被保険者名簿によると、申立人及びその夫の納付組織欄には、当時の納付組織である「B地区」の名称が記載されており、申立人は、夫とともに地区の納付組織を通じて保険料を納付していた状況がうかがえ、供述内容と一致している。

さらに、申立人は、厚生年金保険任意継続被保険者期間の満了時期となる申立期間直前まで厚生年金保険料を納付し続け、老齢厚生年金の受給資格期間を満了しており、かつ、申立期間以外に国民年金保険料の未納が無いことから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる上、申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人の夫は、申立期間を含む全期間の保険料を納付していることを踏まえると、申立人の申立期間に係る保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岩手国民年金 事案 708

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、婚姻後も継続して国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、当時の家計簿にも保険料を納付していたことを示す記載があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、3 か月ごとに国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人から提出された昭和 60 年度の家計簿には、昭和 60 年 7 月 12 日の欄に「国民年金 20,000 円」、同年 9 月 15 日の欄に「国民年金 20,220 円」及び 61 年 1 月 28 日の欄に「国民年金 20,200 円」との記載があり、これらの金額は、申立期間当時の保険料 3 か月分の金額 2 万 220 円とおおむね一致していることから、申立人は、60 年 4 月から同年 12 月までの期間に係る保険料を納付していたものと推認される。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 58 年 3 月の婚姻時点において、国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への届出を適正に行っていることが確認できる上、申立期間以外に国民年金保険料の未納が無く、申立人の納付意識の高さがうかがわれることを踏まえると、申立人は、引き続き 61 年 1 月から同年 3 月までの期間についても保険料を納付していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岩手国民年金 事案 709

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時はA市の学生寮に住んでおり、送られてきた国民年金保険料の納付書を使い、母がB市で保険料を納付したはずなので、申立期間のみが未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料について、申立人が帰省した際に持ってきたA市発行の納付書を使い、C銀行D支店、又はE銀行F支店のいずれかの金融機関を利用して納付していたとしているところ、両金融機関は、申立期間当時、A市の収納代理金融機関であったことが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間と同一年度である平成6年4月から同年12月までの保険料が、現年度納付されていることから、申立人の母が、A市発行の納付書を使い、申立期間の保険料を納付していた状況がうかがわれる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付しており、申立期間の保険料のみが納付されていないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岩手国民年金 事案 710

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 61 年 3 月まで

A 県 B 市に住んでいた時に、年金の被保険者資格が無い期間について文書が送られてきたため、同市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、納付していなかった国民年金保険料を 1 回にまとめて全部納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 市において国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、同市において申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の払出状況から、平成 3 年 8 月以降に、当時、申立人が住民登録していた C 市（現在は、D 市）において初めて払い出されていることが確認でき、申立人が所持する 2 冊の年金手帳にも当該手帳記号番号が記載されている。

さらに、申立人が所持する 2 冊の年金手帳のうち、平成 3 年 8 月 30 日付けの付せん用紙とともに送付されたと推認される年金手帳には、「初めて国民年金被保険者となった日」は「昭和 55 年 9 月 18 日」と記載されているが、同年 9 月 2 日付けの付せん用紙には、「電話で連絡しましたとおり、取得年月日を訂正しましたので、前回送付分と差し替えの上、御使用ください。」と書かれている上、当該付せん用紙とともに送付されたと推認される年金手帳には、「初めて国民年金被保険者となった日」は「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されている。

以上のことを踏まえると、申立期間において、申立人は、国民年金に加入していないため、申立人に対して国民年金保険料の納付書が発行されること

は無く、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岩手国民年金 事案 711

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月及び同年 7 月、58 年 4 月から同年 7 月までの期間、平成 8 年 8 月及び 9 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 6 月及び同年 7 月  
② 昭和 58 年 4 月から同年 7 月まで  
③ 平成 8 年 8 月  
④ 平成 9 年 10 月

申立期間①については、A 町 B 支所で国民年金の加入手続を行ったが、その後、C 市に引っ越したため、同支所から国民年金保険料の納付書が転出先の C 市内の住所に送られてきたので、同市内で保険料を納付した。

申立期間②から④までについては、当時、C 市に住んでいたため、同市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 8 月に C 市において初めて払い出されており、同市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同年 5 月 25 日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①及び②は国民年金に加入していない期間と考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立期間①及び②当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

申立期間③及び④については、オンライン記録によると、国民年金の未加入期間とされていたが、平成 13 年 1 月 11 日に、国民年金及び厚生年金保険の記録を統合した際に国民年金の加入期間として追加された記録であること

から、申立期間当時の平成8年度及び9年度において、申立人は、国民年金に加入していなかったものと推認される。

以上のことから、申立期間①から④までに係る国民年金保険料の納付書は申立人に対して発行されることは無く、申立人は、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岩手国民年金 事案 712

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 2 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 8 月まで  
平成 2 年 8 月頃、私の母が、A 市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を遡って納付したはずなので、保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、「平成 2 年 8 月頃に、A 市役所の国民年金担当窓口で、その時点で納付可能であった娘の国民年金保険料を遡って全て納付した。その際、領収書は発行されず、新たな年金手帳だけが手渡された。」としているが、制度上、国民年金の過年度保険料は社会保険事務所（当時）が、現年度保険料は市町村が収納事務を行うこととされていたところ、A 市では、「当市では、申立期間当時、現年度保険料の収納だけを行っており、その際には必ず領収書を発行していた。」と回答している。

また、A 市及び B 市で作成された国民年金被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は、いずれも未納とされており、両被保険者名簿の未納記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岩手国民年金 事案 713

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月及び同年 4 月

私は、A町からB市への転居に伴い、昭和 58 年 3 月に会社を退職したが、多忙のため約 2 か月経過した同年 5 月の連休明けに B 市役所において、国民年金の加入手続を行った。その際、同市の窓口で、同年 3 月及び 4 月の国民年金保険料及び付加保険料を納付したと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を昭和 58 年 3 月に退職し、多忙のため約 2 か月経過した同年 5 月の連休明けに国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人が所持する年金手帳には、同年 5 月 11 日に任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を再取得したことが記載されており、当該記載内容は、申立人に係る国民年金被保険者台帳と一致する。

また、申立人は、前述の加入手続を行った際、昭和 58 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料を B 市役所の窓口で納付したと供述しているが、制度上、任意加入対象者は、加入手続を行った日に国民年金被保険者資格を取得することとなり、加入手続を行った日の属する月より前に遡って保険料を納付することができない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで申立人に係る同手帳記号番号の払出しを検索したところ、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。